## 「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)の概要等について

平成 16 年 12 月 7 日日本証券業協会

- I.「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)の概要
  - 1. 制定の趣旨
    - ① この指針は、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行令及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を踏まえ、会員の証券業及び証券業に付随する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、会員が講ずべき具体的措置等を定める。
    - ② この指針は、理事会決議として定め、すべての会員を対象とする。

## 2. 概 要

(1) 定義(第2条関係)

「個人情報」及び「個人データ」等について、それぞれ具体例を明示する。

- 〇「個人情報」の具体例
  - イ 顧客カードの記載事項
  - ロ 内部者登録カードの記載事項
  - ハ 本人確認記録記載事項 等
- (2) 個人情報の利用目的の特定等(第3条関係)

会員における個人情報の利用目的を特定するため、事業の内容及び利用目的の具体例を明示する。

① 事業内容の具体例

証券業務(有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ業務、有価証券の 引受け業務等)及び証券業務に付随する業務 等

- ② 利用目的の具体例
  - イ 当社の証券取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの 案内を行うため
  - ロ 適合性の原則等に照らした商品・サービス提供の妥当性を判断するため
  - ハ お客様に対し取引結果、預り残高などの報告を行うため 等

(3) 与信事業の利用目的(第4条関係)

与信事業(信用取引等)における利用目的の明示、顧客からの同意方法について 具体例を明示する。

- (例) 原則として、書面において本人の署名・捺印を得る。
- (4) 目的外利用又は第三者提供の場合における同意の方法(第5条関係) 目的外利用又は第三者提供の場合における顧客からの同意方法について具体例 を明示する。
  - (例) 原則として、書面において本人の署名・捺印を得る。
- (5) 例外的に認められる目的外利用・第三者提供(第6条、第14条関係) 例外的に認められる目的外利用・第三者提供の具体例を明示する。
  - (例) 証券取引等監視委員会への資料提出等
- (6) 機微(センシティブ)情報の取扱い(第7条関係)
  - ① 会員は、機微(センシティブ)情報について、法令等による場合を除くほか、 取得、利用又は第三者への提供を行わないよう努めるものとする。
  - ② 会員は、例外的に機微(センシティブ)情報を取得した場合には、特に慎重に取り扱うこととする。また、証券取引口座の開設等に際し、同情報が記載された本人確認書類(「運転免許証(写し)」等)の送付を受けた場合の実務上の取扱いを明示する。
- (7) 適正な個人情報の取得(第8条関係) 「不正の手段」及び「本人の利益の不当な侵害」の具体例を明示する。
- (8) 個人情報の利用目的の通知・公表、明示等(第9条関係) 利用目的の通知・公表、明示等の方法の具体例を明示する。
  - (例) 通知・・・書面 (原則)、電子メール、電話 公表・・・ポスターの掲示、ホームページへの掲載、パンフレットの配布 明示・・・書面、ポスターによる方法、電子メール
- (9) データ内容の正確性の確保 (第10条関係) 個人データの正確性・最新性を確保するための具体例を明示する。

- (例)取引報告書・取引残高報告書及びホームページにおいて、顧客の氏名・住 所変更手続きについて周知する。 等
- (10) 安全管理措置等(第11条~第13条関係)

個人データの安全管理のため、会員の規模・業務内容等に応じた具体的な措置内 容について、別に定める。

(11) 開示、訂正及び利用停止等(第16条~第21条関係) 開示、訂正及び利用停止等の請求手続に関し、具体例を明示する。

- (12) 会員における苦情の処理 (第22条関係)
  - ① 会員は、個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について 調査し、合理的期間内に、適切かつ迅速な処理に努める。
  - ② 会員は、そのために必要な体制の整備に努めなければならい。
- (13) 本協会への漏えい事案等の報告等(第23、第25条関係) 会員は、漏えい事案等が発生したときは本協会へ報告するとともに、本協会は、
- (14) 個人情報保護宣言の策定(第24条関係)

この指針の遵守状況等に関し報告を求める。

会員は、個人情報保護への取組み、利用目的の公表等の手続及び苦情処理の窓口等を記載した「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」を策定し、公表するものとする。

3. 実施の時期

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

Ⅱ. 本協会の認定個人情報保護団体としての体制整備等

本協会は、認定個人情報保護団体として、会員の個人情報の取扱いに係る苦情処理、会員に対する情報の提供を行う等のため、必要な体制の整備を図ることとする。

以 上